



発行 東京都

目次

3

○東京都職員服務規程の一部改正……………（総務局人事課）…

訓令（教）

○東京都教育委員会職員服務規程の一部改正……………

○東京都立学校職員服務規程の一部改正……………

規程（交）

○東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………

訓令（水）

○東京都水道局処務規程の一部改正……………

規程（下水）

○東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………

訓令

●東京都訓令第一号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
取 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

東京都知事 小池 百合子

第十三条中「引き継ぎ、その結果を上司に報告しなければならない」を「引き継ぎがなければならぬ」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員（本庁の課長の職又はこれに相当する職以上の職にある者（別に定めるものを除く。）を除く。）が、上司の承認を得たときは、口頭により事務引継を行うことができる。

3 前二項の職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない。

別記様式第四号中「簿」を削り、「~~原簿~~を整理して、~~後任者~~（職氏名）

と照合し、~~関係書類~~を引き渡しました」を「後任者（職氏名）に対し、~~関係の~~引き継ぎを行いました」に改める。

訓令（教）

●東京都教育委員会訓令第一号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会職員服務規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

東京都教育委員会

第十三条中「引き継ぎ、その結果を上司に報告しなければならない」を「引き継ぎがなければならぬ」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員（東京都教育庁の課長の職又はこれに相当する職以

上の職にある者(別に定めるものを除く。)を除く。)が、上司の承認を得たときは、口頭により事務引継を行うことができる。

3 前二項の職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない。

別記様式第四号中「渡」を削り、「別紙田録を調整して、後任者(職氏名)

と照合し、関係書類を引き渡しました」を「後任者(職氏名)

に替し、別添のとおり引継ぎを行いました」に改める。

●東京都教育委員会訓令第2号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

東京都教育委員会

第十四条中「引き継ぎ、その結果を上司に報告しなければならない」を「引き継がなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員(校長、副校長及び経営企画課長(これらのうち別に定めるものを除く。))を除く。)が、上司の承認を得たときは、口頭により事務引継を行うことができる。

3 前二項の職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない。

別記第三号様式中「渡」を削り、「別紙田録を調整して、後任者(職氏名)

と照合し、関係書類を引き渡しました」を「後任者(職氏名)

に対し、別添のとおり引継ぎを行いました」に改める。

規程(交)

●交通局規程第一号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年二月一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員服務規程(昭和五十年交通局規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「事務引継書」の下に「(別記第三号様式)」を加え、「引き継ぎ、その事務引継書に連署のうえ上司に届け出なければならない」を「引き継がなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員(本庁の課長の職又はこれに相当する職以上にある者(別に定めるものを除く。))を除く。)が、上司の承認を得たときは、口頭により事務引継を行うことができる。

3 前二項の職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない。

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式 (第13条関係)

事務引継書

局 部 課

本日前任者(職氏名)

は、後任者(職氏名)

に対し、別添のとおり引継ぎを行いました。

年 月 日

前任者
職氏名

㊦

後任者
職氏名

㊦

立会人
職氏名

㊦

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令 (水)

●東京都水道局訓令第一号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第六十三条の見出し中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改め、同条中「引き継ぎ、その結果を上司に報告しなければならない」を「引き継がなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員(課長及び専門課長又はこれらに相当する職以上の職にある者を除く。)が、上司の承認を得たときは、口頭又は簡易な引継書により事務引継を行うことができる。

3 前二項の職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない。

第二十号様式中「殿」を削り、「別紙田録を作成して、後任者(職氏名)と照合し、関係書類を引き渡しました」を「後任者(職氏名)に対し、別添のとおり引継ぎを行いました」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の東京都水道局処務規程第六十三条第二項の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、同項中「及び専門課長又はこれら」とあるのは、「又はこれ」とする。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第一号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年二月一日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「休職」を「職員は、休職」に、「転任等をする者」を「転任等をするとき」に改め、「後任者」の下に「又は上司の指定する職員」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、職員(課長の職又はこれに相当する職以上の職にある者を除く。)が、上司の承認を得たときは、口頭により事務引継を行うことができる。

第六十八条に次の一項を加える。

3 前二項の職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない。
第二十二号様式を次のように改める。

第22号様式(第68条関係)

事務引継書

本日、前任者は、以下の目録を調整して後任者と照合し、関係書類を引き渡しました。

年 月 日

所属(職名): 部・所 課 担当()

前任者(異動後の職を記載)

後任者(異動前の職を記載)

確認者

職名 氏名 ④

職名 氏名 ④

職名 氏名 ④

(連絡先:)

担当事務

関係部署(局内・局外)

処理中の案件(経緯・課題・処理方針・完了予定・資料の保管場所等を1件ごとに列記)

附則
この規程は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

